



1

災害時における応急措置の  
協力に関する協定

仙 台 市

社団法人 仙台建設業協会

## 災害時における応急措置の協力に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急措置について、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手続き等を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、仙台市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資・機材の種類及び数
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力の要請があった時は、乙の組織する災害応急措置協力会作業隊（以下「作業隊」という。）を速やかに出動させるものとする。

第3条 甲の乙に対する要請は、仙台市消防局防災部防災課が行うものとする。ただし、状況により仙台市各局・区長から要請することができるものとする。

### （協力の実施）

第4条 要請により災害現場に出動した作業隊は、仙台市職員の指揮者の指揮に従い応急措置を実施するものとする。

2 災害現場に仙台市職員が派遣されていない場合は、作業隊自ら要請事項に従い応急措置を実施するものとする。

第5条 乙は前条の当該応急措置の実施を終了後、活動状況の概要を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたときは、乙に対し、すみやかに協力要請の解除を通報するものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく協力のために要した経費は、甲が負担する。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は平成3年9月1日から効力を発生する。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 3年 9月 1日

甲 仙台市長 石 井 亨 

乙 社団法人 仙台建設業協会  
会 長 高 橋 運 七 



災害時における応急措置の協力に関する協定に基づく  
協力要請の実施について

仙台市と県仙台建設業協会が締結した「災害時における応急措置の協力に関する協定」第2条に定める協力要請の実施に当たっては、概ね次により取り扱うものとする。ただし、災害が拡大し、これによりがたい場合は、その都度協議して行うものとする。

1、協力要請を行う応急措置

協力要請を行う応急措置とは次のものをいう。

- ① 災害の発生に伴い、被害拡大の防止、安全の確保及び二次災害の防止等を目的として、ただちに施工する必要があるもの。（以下「応急工事」という。）
- ② 災害の発生後、当該施設の機能回復等を目的として早急に施工する必要があるもの（以下「仮復旧工事」という。）
- ③ 緊急内水排除にかかる仮設ポンプの設置

2、協力要請の手続き

協力要請は次の手順により行うものとする。

(1) 応急工事及び仮復旧工事にかかる協力

- ① 業務主管課は、協力要請が必要となった事案が生じた時は、その現場の所在する当該区災害応急措置協力会作業隊事務局（以下「区作業隊事務局」という。）に、応急措置協力要請書（別紙1）により協力要請する。
- ② 区作業隊事務局は、当該班員の内から作業隊を選任し現場に派遣するとともに、派遣作業隊名（班員名）を業務主管課に連絡する。
- ③ 業務主管課は、派遣作業隊に作業指示を行うとともに、作業終了時には、区作業隊事務局に作業完了報告を行う。

(2) 仮設ポンプ設置にかかる協力要請

- ① あらかじめ仮設ポンプ設置対象地区毎の協力体制及び連絡体制を協議の

うえ定める。

- ② 仙台市において仮設ポンプの設置が必要であると判断したときは、あらかじめ定めた連絡体制に基づき協力要請する。

### 3、契 約

契約は、協力要請の事案毎に、仙台市と派遣作業隊担当会社との間で行う。

- 4、毎年度当初に、双方の連絡体制について確認するものとする。

平成3年9月1日

上記取り扱いについて確認する。

仙台市消防局長 佐々木 宏



宮城県建設業協会

専務理事 長 谷 澄



年 月 日

殿

局・区長

## 応急措置協力要請書

災害時における応急措置の協力に関する協定に基づき、次のとおり協力要請します。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 災害場所   |                 |
| 災害の現況  |                 |
| 協力要請事項 |                 |
| 担当     | 局・区 課 係<br>担当者名 |

別 紙

年 月 日

〇〇区災害応急措置協力会作業隊事務局 様

局・区長

応 急 措 置 協 力 要 請 書

災害時における応急措置の協力に関する協定に基づき、次のとおり協力要請  
します。

|                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| 派遣場所                       |                    |
| 現場<br>の<br>状<br>況          |                    |
| 協<br>力<br>要<br>請<br>事<br>項 |                    |
| 担<br>当                     | 局・区 課 係<br>電話 担当者名 |

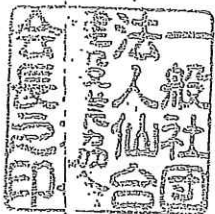


## 災害時における応急措置の協力に関する協定

平成 3 年 9 月 1 日 締結  
平成 3 0 年 2 月 9 日 改定 (第一回)  
令和 3 年 3 月 1 日 改定 (第二回)

仙 台 市

一般社団法人 仙台建設業協会



## 災害時における応急措置の協力に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と一般社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に協力を求める場合及び乙が甲の要請に基づき協力する場合の手続き等を定め、迅速かつ円滑に応急措置を実施することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、仙台市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、文書をもって要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請できることとし、事後文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資・機材の種類及び数
- (4) 必要とする活動場所、活動内容及び期間
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力の要請があったときは、要請を受諾した会員会社で組織する乙の災害応急措置協力会作業隊（以下「作業隊」という。）を速やかに出動させる。

第3条 甲の乙に対する要請は、仙台市危機管理監が行う。ただし、緊急を要するときは、仙台市各局・区長から要請することができるものとする。

### （作業の実施）

第4条 要請により災害現場に出動した作業隊は、甲の指示に従い応急措置を実施する。

- 2 作業隊は、緊急を要するときは、自ら要請事項に従い応急措置を実施するとともに、必要に応じ他工区の応援を行うなど作業の早期完了に努める。
- 3 乙は、前二項の応急措置終了後、活動状況の概要を甲に報告する。
- 4 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたとき、又は応急措置の必要がなくなったときは、乙に対し、速やかに協力要請の解除を通報する。

(経費の負担及び支払い)

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は甲が負担し、甲のうち作業を実施した場所を所管する部署と乙のうち作業に従事した会員が工事請負契約を締結した上、その契約に基づいて支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

(有効期間)

第7条 本協定は、協定締結の日からその効力を有し、解消又は変更予定日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが文書により申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

附則（平成3年9月1日締結）

本協定は、平成3年9月1日より実施する。

附則（平成30年2月9日改定）

本協定は、平成30年2月9日より改定する。

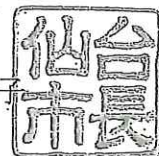
附則（令和3年3月1日改定）

本協定は、令和3年3月1日より改定する。

令和3年3月1日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

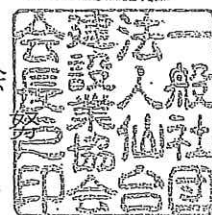
仙台市長 郡 和子

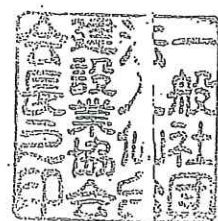
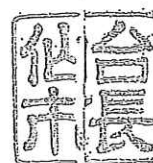


乙 仙台市青葉区支倉町2-48

一般社団法人 仙台建設業協会

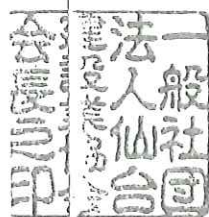
会長 深松







## 災害時における応急措置の協力に関する協定



平成 3 年 9 月 1 日 締結  
平成 3 0 年 2 月 9 日 改定（第一回）  
令和 3 年 3 月 1 日 改定（第二回）  
令和 3 年 1 2 月 1 日 改定（第三回）

仙 台 市

一般社団法人 仙台建設業協会

## 災害時における応急措置の協力に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と一般社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急措置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、甲が乙に協力を求めるとき及び乙が甲の要請に基づき協力するときの手続き等を定め、迅速かつ円滑に応急措置を実施することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、仙台市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにし、文書をもって要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請できることとし、事後文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員
- (3) 必要とする資・機材の種類及び数
- (4) 必要とする実施場所、実施内容及び期間
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項による協力要請があったときは、応急措置に従事する会員会社（賛助会員を含む。）で組織する災害応急措置協力会を設置し、作業隊を速やかに出動させる。

第3条 甲の乙に対する要請は、仙台市危機管理監が行う。ただし、緊急を要するときは、仙台市各局・区長から要請することができるものとする。

### （応急措置の実施）

第4条 要請により災害現場に出動した作業隊は、甲の指示に従い応急措置を実施する。

2 作業隊は、緊急を要するときは、自ら要請事項に従い応急措置を実施するとともに、必要に応じ他の場所の応援を行う。

3 乙は、前二項の応急措置が終了したときは、状況の記録等とともに終了したことを甲に報告する。

4 甲は、前項による応急措置の終了報告を受けたとき、又は応急措置の必要がなくなったときは、乙に対し、速やかに協力要請の終了について通知する。

(経費の負担及び支払い)

第5条 この協定に基づく協力のために要した経費は甲が負担し、甲のうち応急措置の協力を要請した部署と乙のうち応急措置に従事した会員会社（賛助会員を含む。）が契約を締結した上、その契約に基づいて支払うものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

(有効期間)

第7条 本協定は、協定締結の日からその効力を有し、解消又は変更予定日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが文書により申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

附則（平成3年9月1日締結）

本協定は、平成3年9月1日より実施する。

附則（平成30年2月9日改定）

本協定は、平成30年2月9日より改定する。

附則（令和3年3月1日改定）

本協定は、令和3年3月1日より改定する。

附則（令和3年12月1日改定）

本協定は、令和3年12月1日より改定する。

令和3年12月1日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

仙台市長 郡 和子



乙 仙台市青葉区支倉町2-48

一般社団法人 仙台建設業協会

会長 深松 努



台長  
仙市

一般社団法人  
建設業協会  
台長印



災害時における応急措置の協力に関する協定に基づく  
協力要請についての覚書

平成 3 年 9 月 1 日 締結

平成 3 1 年 2 月 1 日 改定 (第一回)

令和 3 年 1 2 月 1 日 改定 (第二回)



仙 台 市

一般社団法人 仙台建設業協会

## 災害時における応急措置の協力に関する協定に基づく協力要請についての覚書

仙台市（以下「甲」という。）と一般社団法人仙台建設業協会（以下「乙」という。）が締結した「災害時における応急措置の協力に関する協定」第2条に定める協力要請の実施に当たっては、次により取り扱うものとする。

### （協力要請を行う応急措置）

第1条 協力要請を行う応急措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災現場での活動
- (2) 災害発生区域の調査・点検
- 2 前項第1号に掲げる応急措置は、次のものをいう。
  - (1) 人命救助や行方不明者捜索に係るがれき等の撤去（以下「がれき等の撤去」という。）
  - (2) 道路啓開
  - (3) 被害拡大の防止、安全の確保及び二次災害の防止等を目的として、ただちに活動する必要があるもの（以下「応急作業」という。）
  - (4) 施設の機能回復等を目的としてただちに活動する必要があるもの（以下「仮復旧作業」という。）
  - (5) 緊急内水排除にかかる仮設ポンプの設置
- 3 第1項第2号に掲げる応急措置は、次のものをいう。
  - (1) 被災状況が不明な区域の現場の調査・点検

### （協力要請の手続き）

第2条 前条第2項第1号から第4号に定める応急措置の協力要請は、次により行うものとする。

- (1) 甲は、協力要請が必要であると判断したときは、災害応急措置協力会（以下「協力会」という。）本部事務局（以下「事務局」という。）に対し、応急措置協力要請書（別紙）により協力要請する。
- (2) 事務局は、協力会から作業隊を選任し現場に派遣するとともに、出動作業隊名及び会員名を甲に連絡する。

(3) 甲は、出動作業隊に作業指示を行う。

2 前条第2項第5号に定める応急措置の協力要請は、次により行うものとする。

(1) あらかじめ仮設ポンプ設置対象地区毎の協力体制及び連絡体制を協議のうえ定める。

(2) 甲は、仮設ポンプ設置が必要であると判断したときは、あらかじめ定めた連絡体制に基づき協力要請する。

3 前条第3項に定める応急措置の協力要請は、次により行うものとする。

(1) あらかじめ現場の調査・点検対象区毎の協力体制及び連絡体制を協議のうえ定める。

(2) 甲は、協力要請が必要であると判断したときは、事務局に対し、応急措置協力要請書（別紙）により協力要請する。

(3) 現場の調査・点検の結果、第1条第2項各号に定める活動が必要となったときは、前二項の規定を準用する。

（連絡体制の確認）

第3条 毎年度当初に、甲乙双方の連絡体制について確認するものとする。

（協議）

第4条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

附則（平成3年9月1日締結）

本覚書は、平成3年9月1日より実施する。

附則（平成31年2月1日改定）

本覚書は、平成31年2月1日より改定する。

附則（令和3年12月1日改定）

本覚書は、令和3年12月1日より改定する。

令和3年12月1日

上記取り扱いについて確認する。

甲

仙台市

危機管理局長 木村 洋一



乙

一般社団法人

仙台建設業協会

専務理事

青田 茂雄



# 一般社団法人仙台建設業協会災害応急措置協力会規程

平成3年8月27日

規 程 第 1 0 号

## (目 的)

第1条 本協力会は、仙台市と一般社団法人仙台建設業協会（以下「協会」という。）とが締結した「災害時における応急措置の協力に関する協定」及び協定に基づく協力要請についての覚書（以下「協定等」という。）に基づき、仙台市内に災害が発生し、または発生する恐れのあるとき、協会が仙台市の要請を受けて行う応急措置活動を円滑に進めることを目的として設置する。

## (名 称)

第2条 本協力会は、一般社団法人仙台建設業協会災害応急措置協力会（以下「協力会」という。）と称する。

## (位 置)

第3条 協力会本部を、仙台市青葉区支倉町2番48号協会内に置く。

## (組 織)

第4条 協力会は、協会の会員をもって組織する。

2 協力会の事務を処理するため協力会に本部事務局を置く。

3 本部事務局は協力会本部に置く。

## (作 業 隊)

第5条 協力会の防災活動を円滑に行うため、仙台市の区を単位として各区、黒川地区及び、建築部門に災害応急措置協力会作業隊（以下「作業隊」という。）を置く。

2 作業隊は協会の会員をもって構成する。

3 作業隊の事務を処理するため作業隊に隊事務局を置く。

## (編 成)

第6条 協力会の編成は、次のとおりとする。

|       |     |
|-------|-----|
| 本 部 長 | 1 名 |
| 副 本部長 | 6 名 |
| 隊 長   | 7 名 |
| 隊長代行  | 7 名 |
| 班 長   | 若干名 |
| 班 員   | 若干名 |

(本 部 長)

第 7 条 本部長は、協会の会長がこれに当たる。

2 本部長は、協力会を代表し会務を統括する。

(副本部長)

第 8 条 副本部長は、協会の副会長並びに総務・土木・建築・舗装各委員会の長がこれに当たる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

(隊長等の任命)

第 9 条 隊長は、仙台市の区、黒川地区及び、建築部門毎に本部長が任命する。

2 隊長は班の招集、災害現場における応急措置活動の指揮にあたる。

3 隊長代行・班長は、各区隊長の推薦により、本部長が任命する。

4 隊長代行は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 班長は、隊長の指示した職務を執行する。

(任 期)

第 10 条 協力会の役員（本部長・副本部長・隊長・隊長代行・班長）の任期は 2 年とする。

ただし、再任を妨げない。

(班 員)

第 11 条 班員は、隊長が指名した者をもってあてる。

2 班員は、所属班長の指揮を受け、応急措置活動に従事する。

(本部の設置及び解散)

第 12 条 本部長は、仙台市から協会に対して協定等に定める事由により出動の要請または出動待機の要請があったときは、直ちに協力会本部を設置するものとする。

2 本部長は、要請があったときは、直ちに当協会の賛助会員である杜の都建設協同組合、及び組合員外の会員会社に対し、出動または出動待機を受諾するか否かを打診するものとする。

3 本部長は、第 2 項の打診の結果を隊長へ連絡するものとする。

4 打診の結果、隊の出動体制に支障をきたす場合、本部長は調整を行う。

5 協力会本部は、仙台市から要請のあった応急措置活動が終了し仙台市から協力要請の解除の通報があった後に解散する。

(応 援)

第 13 条 隊長は、出動した人員のみで完全な応急措置活動を行うことが困難と判断したときは、現場指揮者と協議のうえ、協力会本部へ応援を要請するものとする。この場合、当該区域外の協力会作業隊に対しても応援を要請することができるものとする。

(交 代)

第 14 条 隊長は、出動した者が極度に疲労しまたは、応急措置活動が長時間に及んだときは、作業従事者を交代させなければならない。

(報 告)

第 15 条 隊長は、仙台市から出動要請を受けたとき及び、応急措置活動が終了したときは、すみやかに本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

令和6年12月

未来へつなぐ 杜の都のまちづくり

一般社団法人 仙台建設業協会

# 災害応急措置協力会

組織と会員名簿

# 本部役員名簿

| 役 職   | 氏 名   | 協会役職及び会社名                    |
|-------|-------|------------------------------|
| 本 部 長 | 深松 努  | 会 長<br>(株)深松組・代表取締役社長        |
| 副本部長  | 船山 克也 | 副 会 長<br>(株)阿部和工務店・代表取締役     |
| 副本部長  | 後藤 栄一 | 副 会 長<br>後藤工業(株)・代表取締役       |
| 副本部長  | 笠原 亨  | 総務委員長・土木委員長<br>伸和興業(株)・代表取締役 |
| 副本部長  | 結城 創  | 建築委員長<br>中城建設(株)・代表取締役       |
| 副本部長  | 栗村 英樹 | 舗装委員長<br>栗村建設興業(株)・代表取締役     |

# 一般社団法人 仙台建設業協会 災害応急措置協力会連絡体制図

令和7年4月1日現在  
(会社名五十音順)

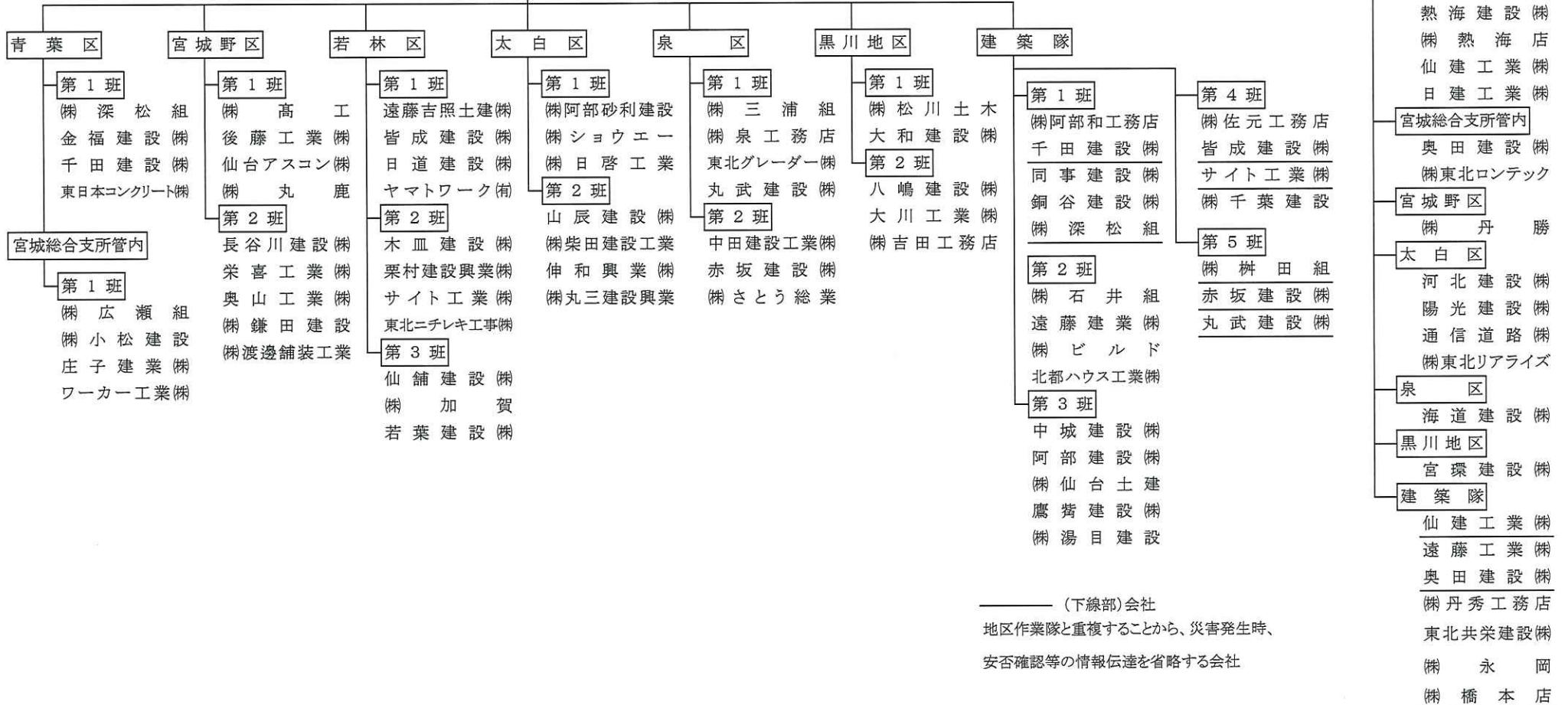
- ・本連絡体制は、仙台市との「災害時における応急措置に関する協定」第2条第2項の仙台市からの協力要請があったとき、要請を受諾する会員会社を確認するために用いるものである。
- ・杜の都建設協同組合は、要請を受諾する組合員を確認する。

## 災害応急措置協力会本部

電話 265-7094  
090-9034-8090  
FAX 222-3439

本部長 深松 努 (株 深松組)  
副本部長 舩山 克也 (株 阿部和工務店)  
副本部長 後藤 栄一 (後藤工業 株)  
副本部長 笠原 亨 (伸和興業 株)  
副本部長 結城 創 (中城建設 株)  
副本部長 栗村 英樹 (栗村建設興業 株)

## 杜の都建設協同組合

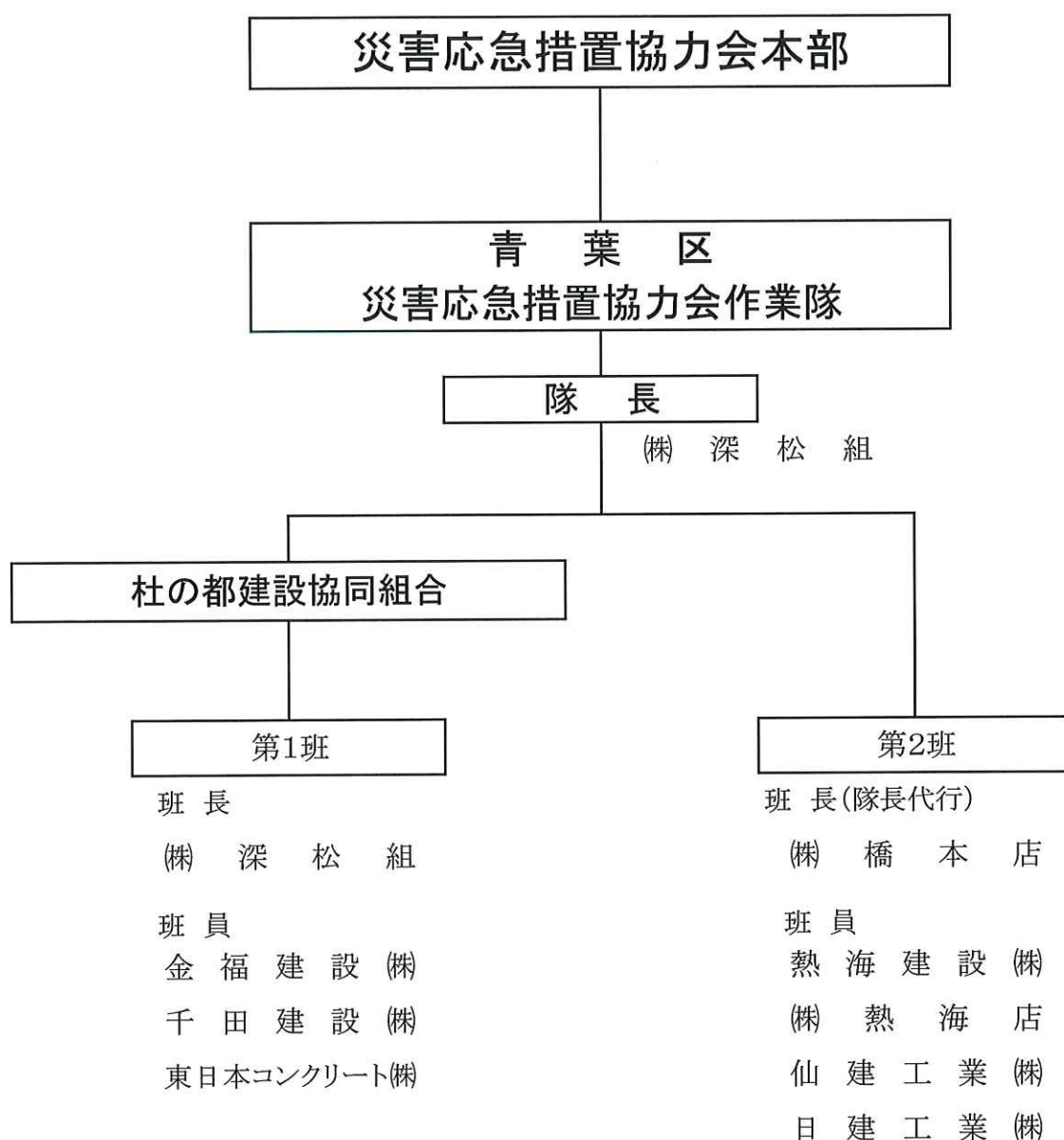


# 一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図

(宮城総合支所管内を除く青葉区)

令和7年4月1日現在  
(会社名 五十音順)

- ・本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。

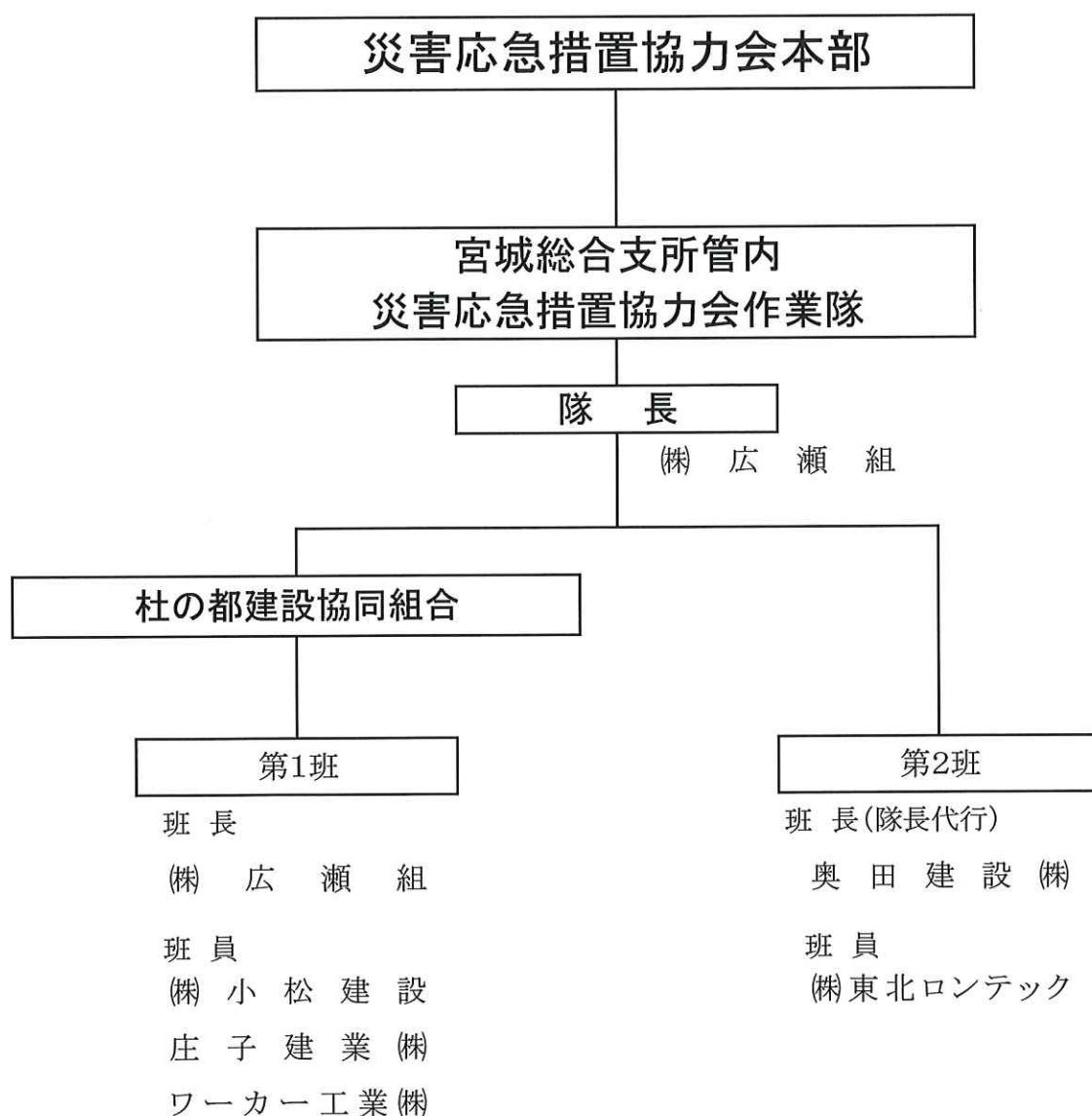


# 一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図

(宮城総合支所管内)

令和7年4月1日現在  
(会社名 五十音順)

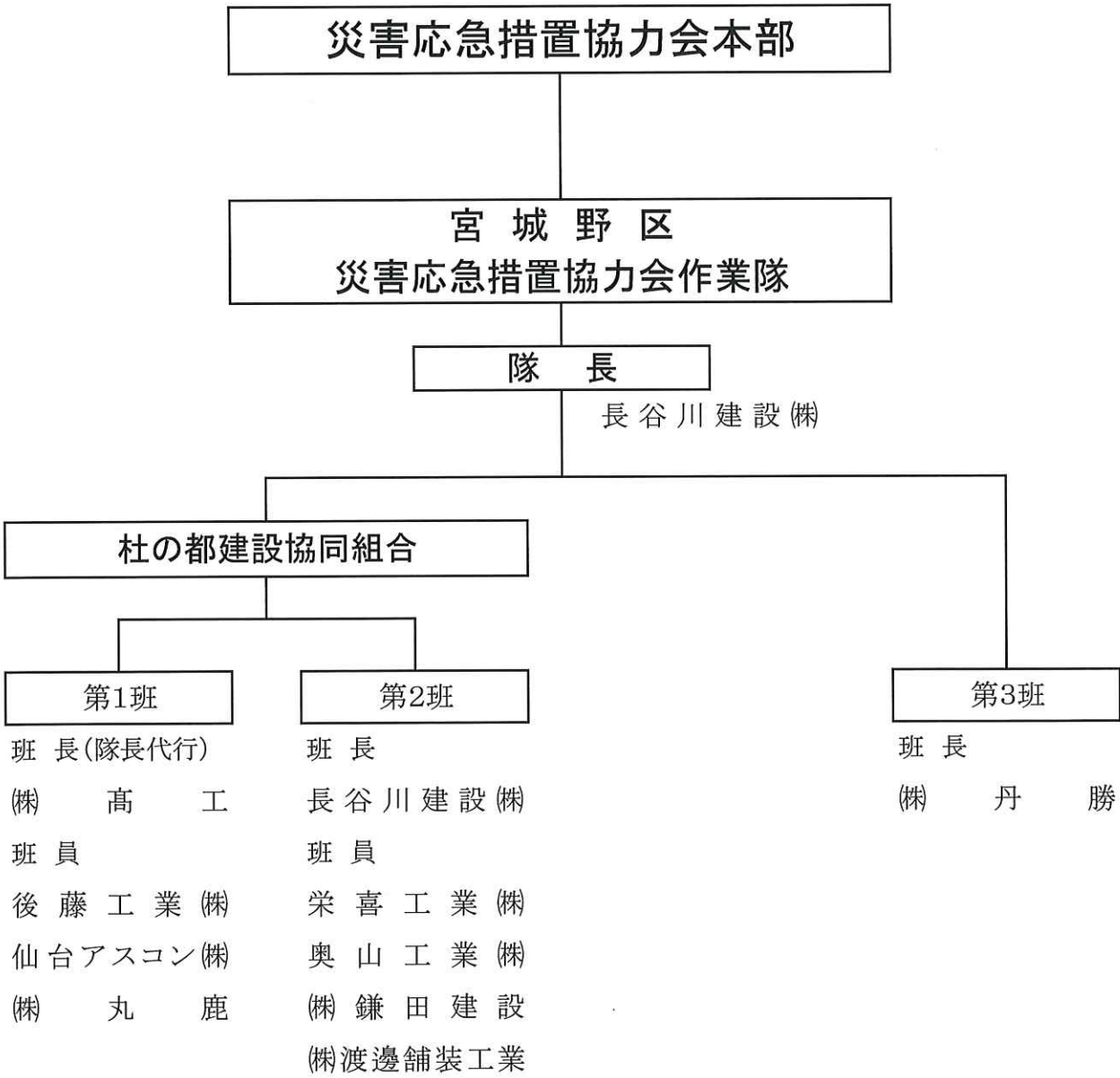
- ・ 本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図(宮城野区)

令和7年4月1日現在  
(会社名 五十音順)

- ・ 本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。

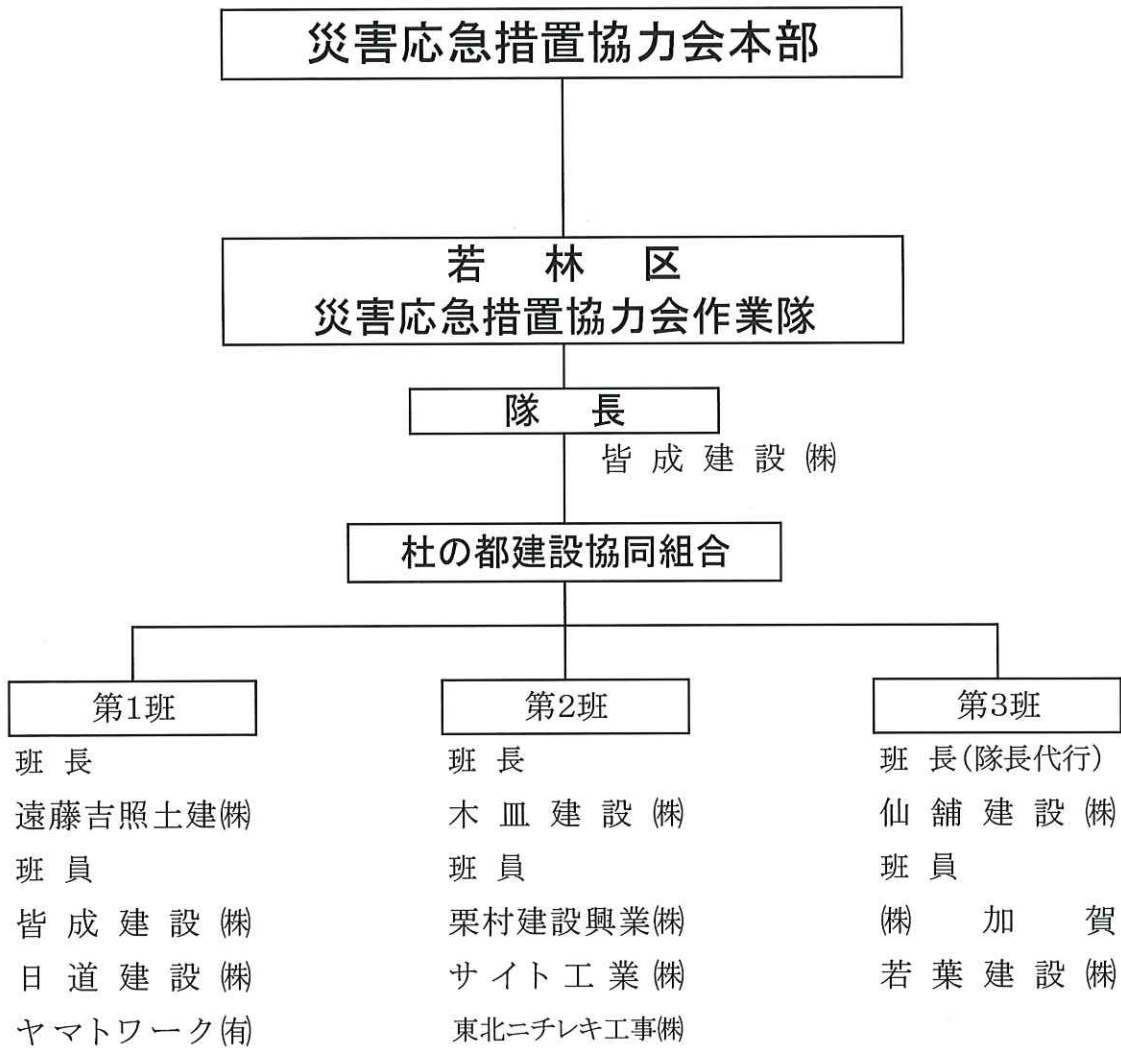


一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図(若林区)

令和7年4月1日現在

( 会社名 五十音順 )

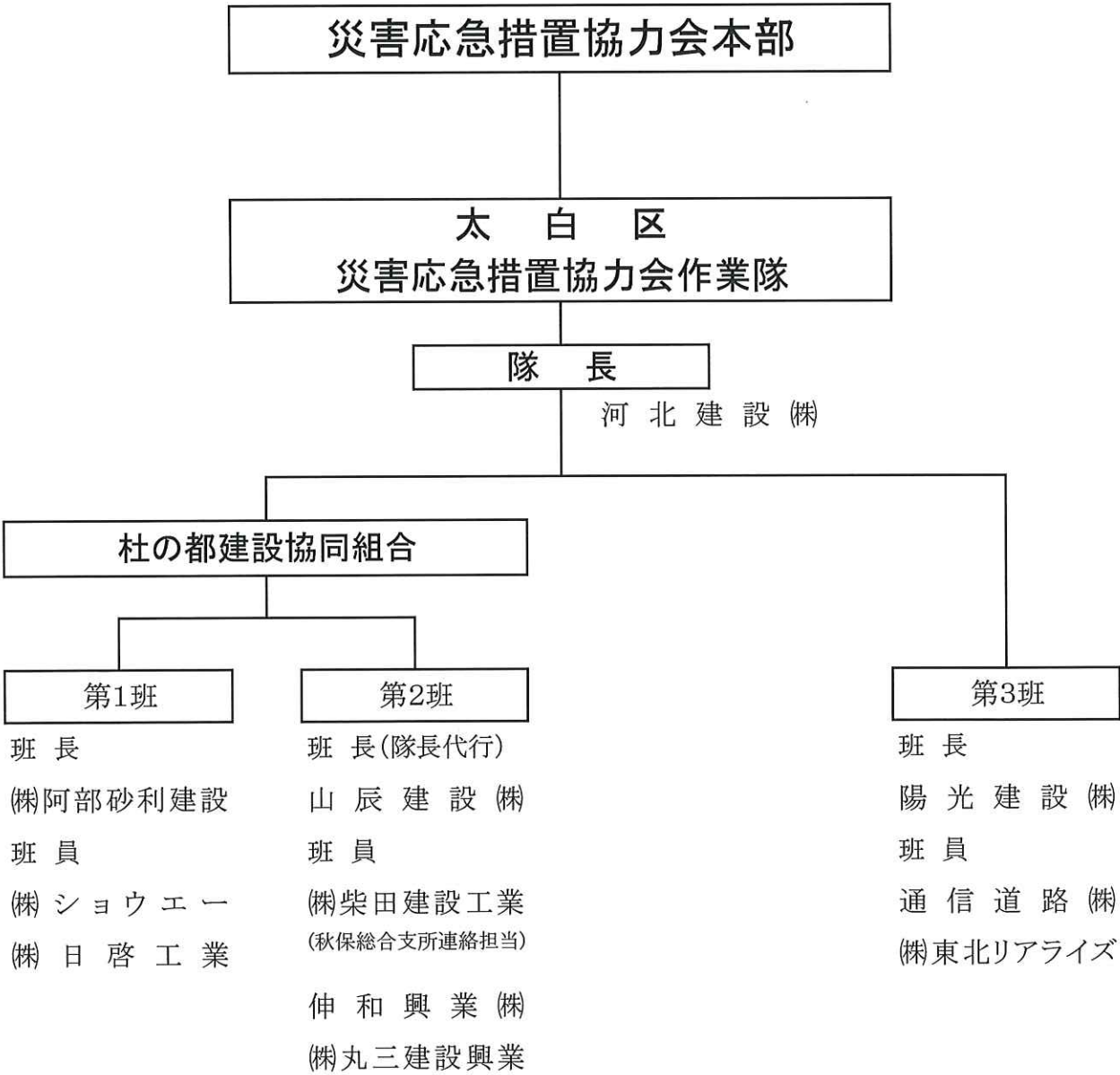
- ・ 本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図(太白区)

令和7年4月1日現在  
(会社名 五十音順)

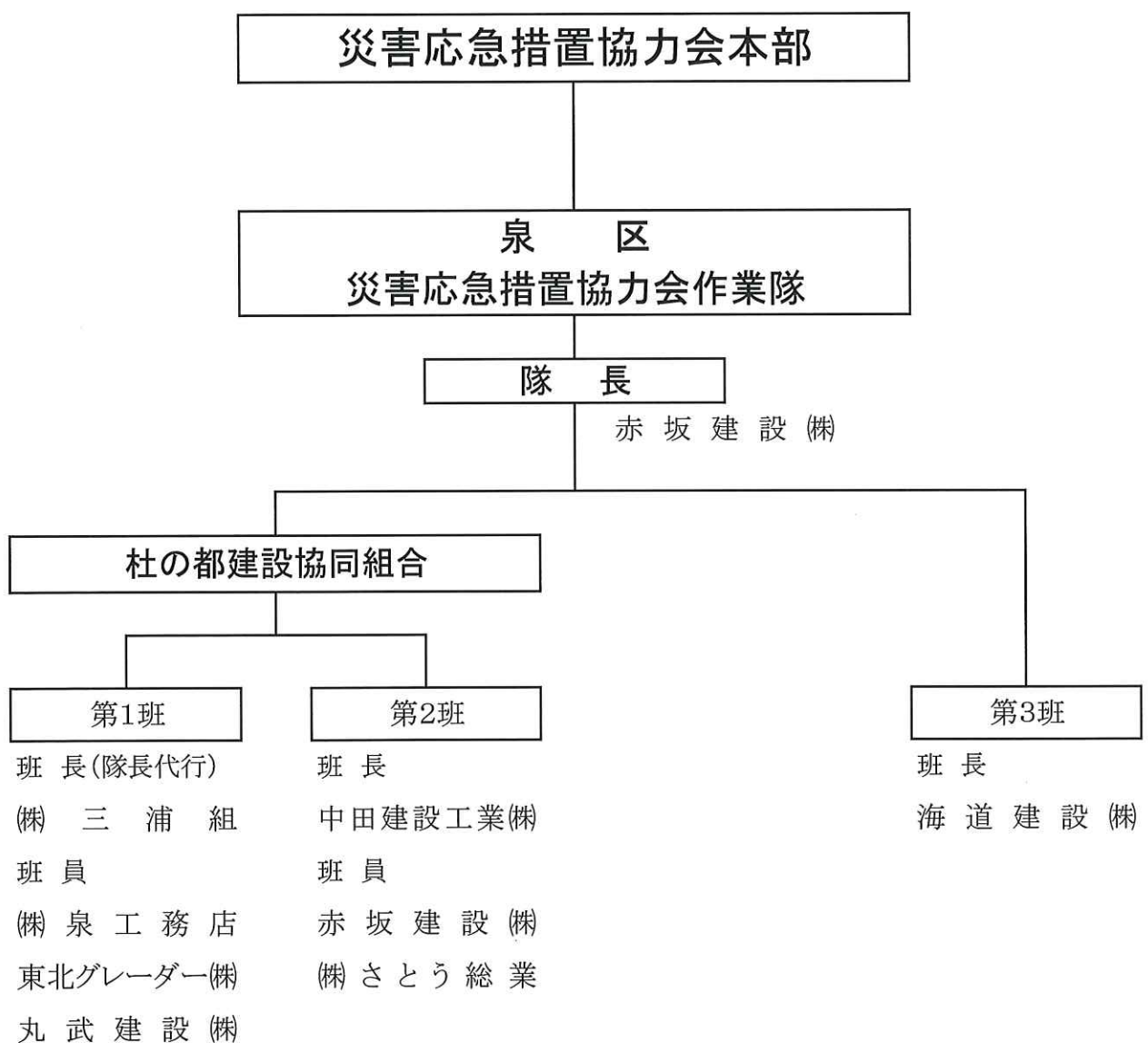
- ・ 本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



## 一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図(泉区)

令和7年4月1日現在  
(会社名 五十音順)

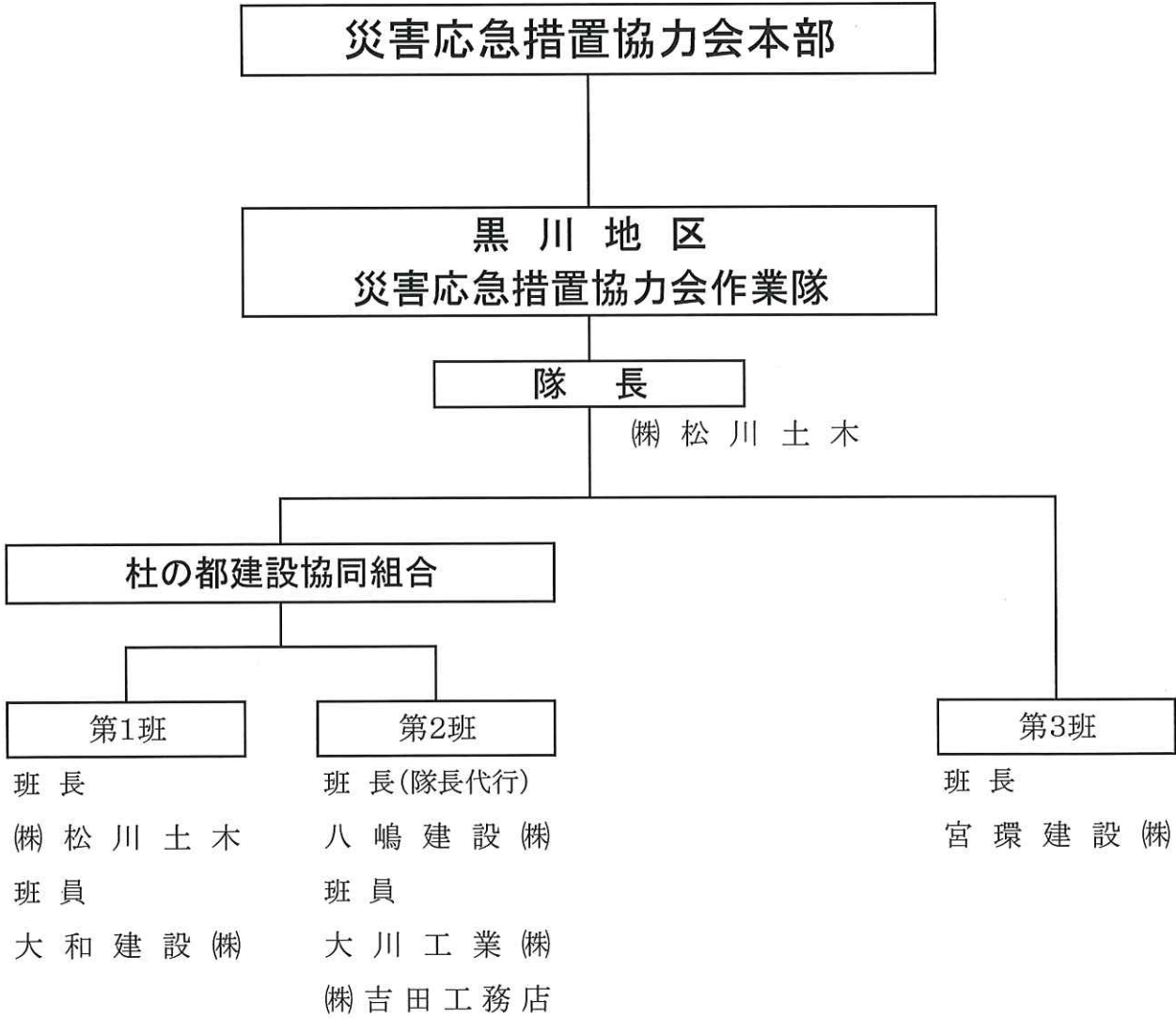
- ・ 本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図(黒川地区)

令和7年4月1日現在  
(会社名 五十音順)

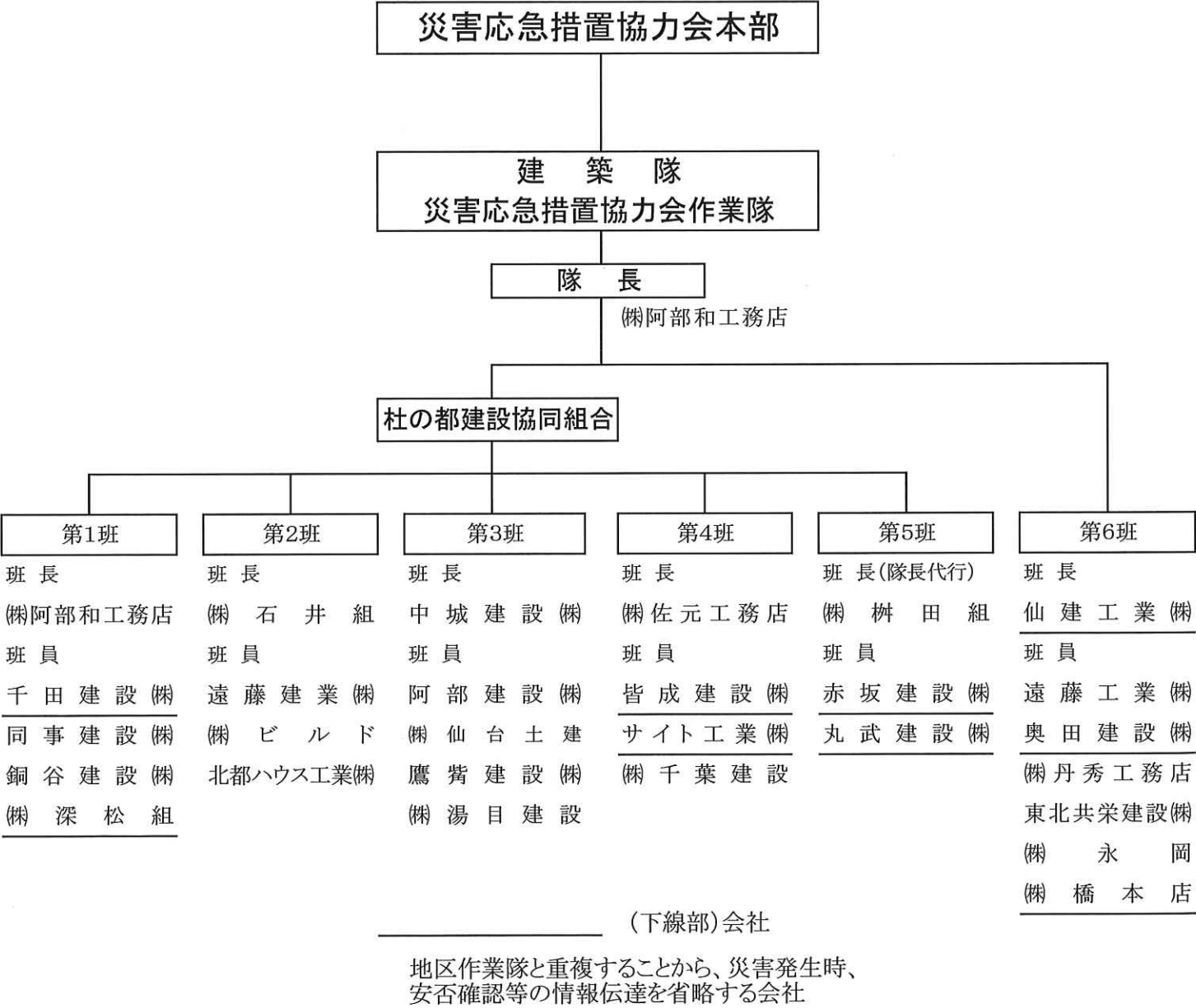
- ・ 本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



# 一般社団法人仙台建設業協会 災害応急措置協力会作業体制図(建築隊)

令和7年4月1日現在  
(会社名 五十音順)

- ・ 本作業体制は、仙台市との「災害時における災害措置の協力に関する協定」第2条第2項の「要請を受諾した会員会社で組織する作業隊」を仙台市各区、黒川地区、及び建築隊ごとに組織するために用いるものである。
- ・ 作業隊は、仙台市各区、黒川地区及び建築隊ごとに隊長社をおき、別紙連絡体制図のもと、連絡体制を組み、隊長社の指揮のもと、作業を行う。
- ・ 杜の都建設協同組合は、組合員への連絡調整等を行う。



令和6年8月7日改定

## 発災時の参集・連絡の方法について

### (一社) 仙台建設業協会

#### 1. 仙台市内の何れかの区で、震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは大雨・大雪等の特別警報が発表された場合

(参考：仙台市の基準・非常3号配備)

- ① 正副会長4委員長(総務・土木・建築・舗装)は、仙建協へ自動参集
- ② 正副会長4委員長の会社の随行連絡員1名は、仙建協へ自動参集
- ③ 各作業隊(黒川地区及び建築隊を除く)の連絡員1名は、区役所へ自動出動
- ④ 隊長社は、自らの作業隊対策本部を立ち上げる
- ⑤ 会員各社は、職員等の安否や資材等の保有状況を、何らかの方法で班長社へ報告するとともに指示を確認し、津波被害回避を最優先に、作業隊活動の準備をする
- ⑥ 班長社は、会員各社からの情報をまとめ、何らかの方法で隊長社へ報告するとともに指示を確認し、班員社へ伝達する。
- ⑦ 隊長社は、班長社からの情報をまとめ、無線で協会对策本部へ報告するとともに、協力会本部及び仙台市からの指示・依頼を班長社へ伝達する。

#### 2. 仙台市内の何れかの区で、震度5弱以上の地震が発生した場合、もしくは大雨・大雪等により相当の被害が予想される場合

(参考：仙台市の基準・非常1号配備)

- ① 正副会長4委員長は、仙建協へ自動参集(連絡員の随行は不要)
- ② 会員会社社員は、家族等の安否を確認後、津波被害回避を最優先にした上で、自社、自宅、その他で会社と連絡がとれる状況で待機し、出動の指示があれば、原則として発災後24時間以内に作業隊活動に就く
- ③ 班員社は班長社へ、班長社は隊長社へ、隊長社は協力会本部へ指示の確認を行う。
- ④ 隊長社、班長社、会員会社は、協会の対策本部立上げの連絡を受けた場合「震度6弱以上の地震発生」と同様の活動を開始する

担当：青田(265-7094、090-9034-8090)

# 大規模災害発生時の参集について

令和3年5月7日現在

作業隊活動：仙台市内においては仙台市との協定に基づく覚書の応急措置をいう

仙台市内の何れかの区で、震度6弱以上の地震が発生した場合、  
もしくは大雨・大雪等の特別警報が発表された場合

- ① 正副会長4委員長（総務・土木・建築・舗装）及び杜の都建設協同組合専務理事は、1名の連絡員随行の上、仙建協へ自動参集
- ② 会員会社は、職員等の安否や資材等の保有状況を、何らの方法で班長社へ報告し、津波回避を最優先にした上で、作業隊活動の準備をする
- ③ 班長社は、会員会社からの情報をまとめ、何らかの方法で隊長社へ報告する
- ④ 隊長社は、班長社からの情報をまとめ、無線で協会対策本部へ報告する
- ⑤ 仙建協事務局、及び各作業隊隊長社は、対策本部立上げの準備をする
- ⑥ 隊長社（黒川地区及び建築隊を除く）の連絡員1名は、区役所建設部へ自動出動

仙台市内の何れかの区で震度5弱・5強の地震が発生した場合、  
もしくは大雨・大雪等により相当の被害が予想される場合

- ① 会員会社社員は、家族等の安否を確認後、津波被害回避を最優先にした上で速やかに自社、自宅  
その他で会社と連絡がとれる状態で待機する
- ② 会員会社社員は、出動の指示があれば、原則として発災後24時間以内に作業隊活動に就く

正副会長4委員長、及び杜の都建設協同組合専務理事が  
仙建協へ自動参集（連絡員の随行無し）

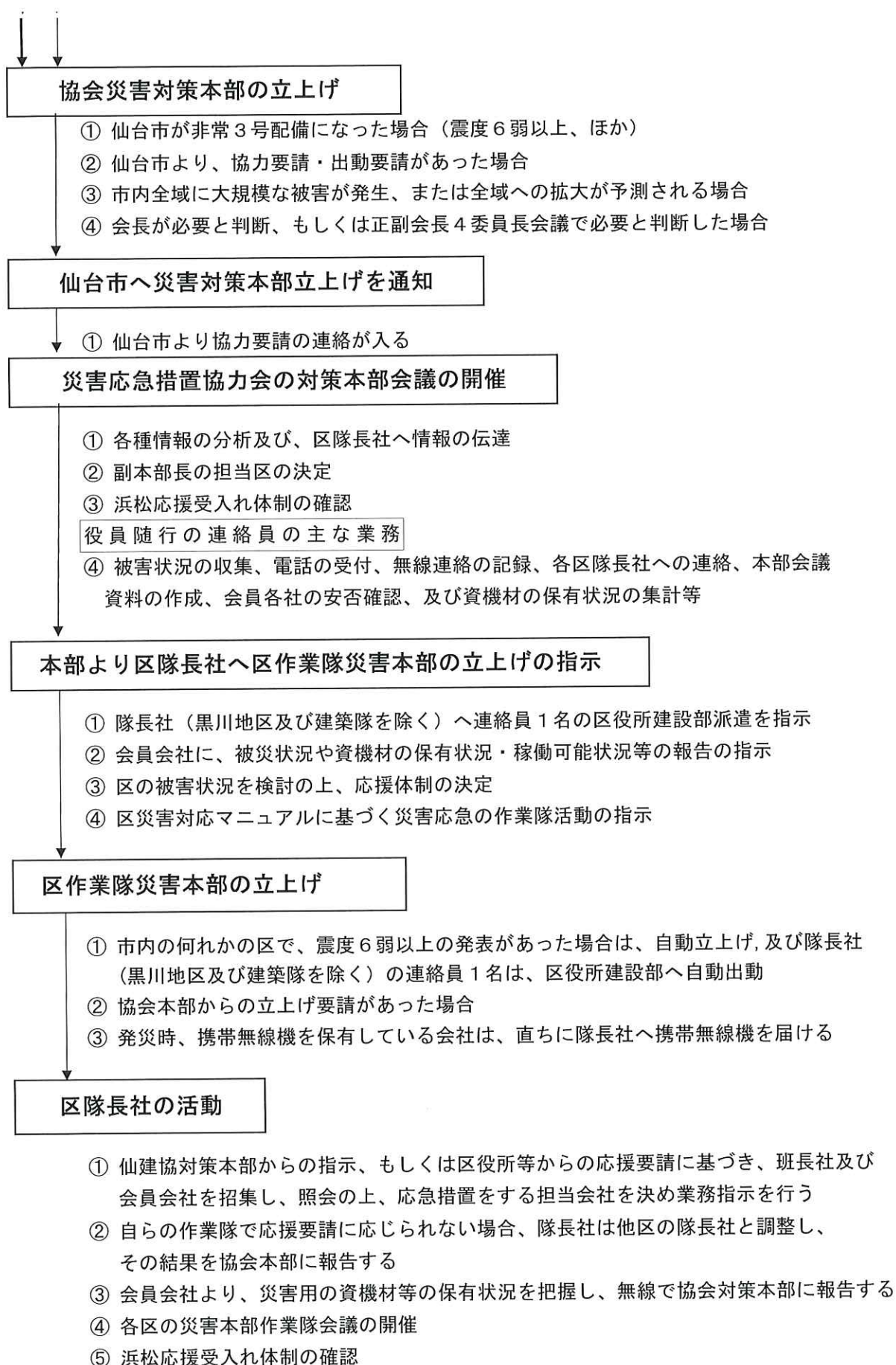
- ① 仙建協事務局員は、仙建協へ自動参集

仙建協の専務理事・事務局員が情報の収集、  
並びに正副会長4委員長、杜の都建設協同組合専務理事へ参集の連絡

- ① 被害場所、被害内容、応急措置の必要性等の確認
- ② 仙台市の「非常配備状況」の確認
- ③ 仙台市から情報の入手：（入手先）危機管理課、防災計画課、減災推進課  
各区役所の区民生活課・公園課・道路課、その他関係部署
- ④ 宮城県建設業協会と情報の交換
- ⑤ 浜松建設業協会との情報の交換

正副会長4委員長が仙建協へ参集・会議

- ① 専務理事より被害状況等の報告



## 区災害対応マニュアル（前提条件等）

（一社）仙台建設業協会

令和3年5月25日現在

本マニュアルは、仙台市と（一社）仙台建設業協会が締結した「災害時における応急措置の協力に関する協定」に基づき、災害応急対策業務を行うために定めるものである。

### 1. 災害の定義

本マニュアルでいう災害は、仙台市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、もしくは、大雨・大雪等により相当に被害が予想される場合以上をいう。

（参考1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項の災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は、大規模な火事若しくは、爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

（参考2）仙台市の非常配備基準

#### ①非常1号配備

市内に震度5弱の地震が発生したとき、宮城県に津波警報が発表されたとき、市内に特別警報が発表されたとき、ほか。各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる。

#### ②非常2号配備

市内に震度5強の地震が発生したとき、宮城県に大津波警報が発表されたとき、大雨等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき、ほか。各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる。

#### ③非常3号配備

市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき、ほか。全職員を配備し、組織の総力をあげて対処する体制とする。

### 2. 協力する主な予想業務等

（1）人命救助や行方不明者捜索に係るがれきの等の撤去

（2）道路啓開

（3）仙台市より指示のあった被害箇所、危険箇所等の調査、パトロール、及び公共の主要建物の危険度判定の実施もしくは待機

（4）応急対策活動のための防災用資機材の協力

(5) 土木技術者、建築技術者、及び土木建築従事者、並びにオペレーターの協力

(6) 公共土木施設の応急・仮復旧の工事及び業務

①道路施設

道路が災害を受け、障害物等で円滑な交通が出来ない場合、交通の確保や緊急輸送体制の確保及び、人命救助・捜索のために、障害物の除去、及び二次災害防止のための応急の工事及び業務

②河川管理施設及び、砂防、地すべり、治山関係施設

破壊、崩壊、沈下、亀裂等を受けた場合は、浸水や余震、豪雨による被害拡大防止、及び二次災害防止のための応急の工事及び業務

③ライフライン（下水道施設）

下水道施設が被災したときは、下水の排除、及び処理機能を確保するための緊急内水排除にかかる仮設ポンプの設置、応急・仮復旧の工事及び業務

(7) 緊急内水排除にかかる仮設ポンプの設置

(8) その他必要と認める緊急応急の工事及び業務

建設資機材等の使用による緊急応急の工事及び業務

3. 区災害応急措置協力会社の編成

(一社) 仙台建設業協会 災害応急措置協力会規程（平成3年8月27日規程第10号）に基づき編成する。

4. その他基本的条件

事務所の倒壊、社員宅倒壊、橋梁落下等の未曾有の大災害となった場合、従来の体制が整うまでは、適用しない。

# 区災害対応マニュアル（対処要領等）

（一社）仙台建設業協会  
令和3年5月25日現在

## 1. 目 的

災害応急措置協力会作業隊（以下、「作業隊」）は、仙台市等からの要請に基づき、災害（震災等）による区管内の人命の安全の確保や救出、被災した公共土木施設等の速やかな災害復旧工事、及び二次災害防止等に努め、応急復旧活動の協力を万全を期する。

## 2. 対処要領

- （１）災害応急措置協力会本部（以下、「本部」）が設置され、仙台市内の各区の隊長社、及び黒川地区の隊長社（以下、「隊長社」）は、本部から各区作業隊の災害本部の立上げを要請されたときは、速やかに災害本部を設置し、作業隊を編成し、隊長社内に作業隊事務局（以下、「事務局」）を設置する。  
なお、隊長社の所在する地域が壊滅的に被災し機能不能等の場合は、隊長社、班長社が協議し、機能代行可能な会社内に事務局を設置する。
- （２）事務局が設置された場合は、作業隊隊員各社は、全力を挙げて応急対応実施可能な体制を迅速に編成し、協力体制を整えるとともに各社の被害状況、社員の安否を含め編成可能な社員、及び応急復旧活動のための災害用資機材等の情報を各班長に報告する。班長社は、その情報を事務局に報告し、協力体制を整える。  
なお、作業隊隊員各社は、日頃から災害用資機材等の状況把握に努める。
- （３）隊長社は、管轄区域をより機能的に活動できるように地域割りをし、地域毎に班長、及び班員数社を配置して応急復旧活動を行う。
- （４）隊長社（黒川地区隊長社、及び建築隊を除く）の連絡員は、災害が発生し本部が設置されたときは、携帯無線機を持参し速やかに各区役所の建設部に出向き、初動対応の協議を行い、区役所より指示を仰ぐものとする。
- （５）隊長社は、自らの作業隊内の人員、及び資機材のみで応急復旧活動を行うことが困難と判断したときは、他区の隊長社と調整し、その結果を本部に報告するものとする。
- （６）建築隊は、本部から災害本部の立上げを要請されたときは、宮城県建設産業会館内に建築隊の災害本部、及び事務局を設置する。
- （７）建築隊は、公共建築物の応急対応を行うとともに、応急危険度判定士の内、

班編成がされている判定士は、若林区内の避難所の応急危険度判定を実施しその他の判定士は、現在の所在地を建築隊の事務局へ報告するとともに、代替え要請に対応できるように態勢を整えておく。

### 3. 報告・連絡

- (1) 情報の収集・伝達・報告・通報の手段は、電話・FAX・無線・Eメール、「災害伝言ダイヤル・災害用伝言板」、自社の社員等による移動連絡等あらゆる手段を活用する。
- (2) 作業隊の連絡は、最新の災害応急措置協力会「組織と会員名簿」、及び協力隊連絡網（令和3年4月6日現在）によるものとする。

### 4. 作業隊及び社員の行動基準

本部が設置された場合の作業隊、及び社員の行動基準は次の通りとする。

社員は、本部設置の連絡を受けた場合、自宅、及び家族の安否を確認後、津波被害回避を最優先にした上で、速やかに自社に出社し、原則として発災後24時間以内に作業隊としての応急復旧活動に就くものとする。

#### (1) 就業時間中

- ① 身の安全の確保、業務の中止、受注現場の状況確認、避難等を行う。
- ② 受注現場近傍の地域住民等に対する「街の防災サポーター」としての緊急支援を行う。
- ③ 社員、及び社員家族の安否確認を行うとともに、速やかに作業隊を編成し待機する。
- ④ 受注工事を中断する場合は、発注者に了解を得た後、応急復旧活動に出動する。

#### (2) 就業時間外及び休日

- ① 隊長社は、本部と連絡を取り合い、社員、及び社員家族の安否確認を行うとともに、速やかに作業隊の編成を行い本部の指示を受ける。
- ② 受注工事を中断する場合は、発注者に了解を得た後、応急復旧活動に出動する。

### 5. その他

- (1) 相互援助協定に基づき、(一社)浜松建設業協会より応援があった場合は、浜松応援受入れ計画により体制を整えるものとする。
- (2) 災害応急措置業務に関するその他の事項は、締結している各種協定書に準ずるものとする。

# 仙台市の非常配備基準

参 考

別表 1 (第 2 条関係)

| 区 分       | 配 備 基 準                                                                                                                                | 配 備 体 制                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 情報連絡体制の強化 | (1) 市内で震度 4 の地震が発生したとき<br>(2) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき<br>(3) その他危機管理監が必要と認めるとき                                                  | 警戒対象部局が関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努める体制           |
| 警戒配備      | (1) 宮城県に津波注意報が発表されたとき<br>(2) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき<br>(3) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき<br>(4) その他危機管理監が必要と認めるとき | 警戒対象部局が、災害の情報収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制 |

別表 2 (第 3 条関係)

| 区 分    | 配 備 基 準                                                                                                                                                                                                                                      | 配 備 体 制                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 非常1号配備 | (1) 市内で震度 5 弱の地震が発生したとき<br>(2) 宮城県に津波警報が発表されたとき<br>(3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき<br>(4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（(3)の場合を除く。）<br>(5) 市内で大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき<br>(6) その他市長が必要と認めるとき | 災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の応急対策活動が実施でき、上位配備に移行できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね1/3の職員をもってこれに充てる |
| 非常2号配備 | (1) 市内で震度 5 強の地震が発生したとき<br>(2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき<br>(3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるとき<br>(4) その他市長が必要と認めるとき                                                                                                                | 相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部のおおむね2/3の職員をもってこれに充てる            |
| 非常3号配備 | (1) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき<br>(2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき<br>(3) その他市長が必要と認めるとき                                                                                                                                               | 全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制とする                                                    |

一般社団法人 仙台建設業協会  
会長 深松 努 様

仙台市建設局長 佐藤 秀樹



## 災害時の応援協定に基づく活動実績の証明について

このことについて、災害時の応援協定に基づく防災訓練を下記のとおり実施したことを証明します。

### 記

#### 1 訓練内容

令和 6 年度 各区・総合支所・(一社) 仙台建設業協会合同防災訓練 (災害時情報伝達訓練)

#### 2 実施日時

令和 6 年 5 月 29 日 (水) 午前 9 時 00 分～10 時 40 分

#### 3 対象協定名

災害時における応急措置の協力に関する協定 (平成 3 年 9 月 1 日締結)

#### 4 参加会員名

下表のとおり

|             |             |            |              |           |
|-------------|-------------|------------|--------------|-----------|
| 赤坂建設(株)     | 熱海建設(株)     | (株)熱海店     | (株)阿部和工務店    | 阿部建設(株)   |
| (株)阿部砂利建設   | (株)石井組      | (株)泉工務店    | 栄喜工業(株)      | 遠藤建業(株)   |
| 遠藤工業(株)     | 遠藤吉照土建(株)   | 大川工業(株)    | 奥田建設(株)      | 奥山工業(株)   |
| 皆成建設(株)     | 海道建設(株)     | (株)加賀      | 河北建設(株)      | (株)鎌田建設   |
| 木皿建設(株)     | 金福建設(株)     | 栗村建設興業(株)  | 後藤工業(株)      | (株)小松建設   |
| サイト工業(株)    | (株)さとう総業    | (株)佐元工務店   | (株)柴田建設工業    | (株)ショウエー  |
| 庄子建業(株)     | 伸和興業(株)     | (株)鈴木建設    | 仙建工業(株)      | 仙台アスコン(株) |
| 仙台土木建築工業(株) | 仙舗建設(株)     | 大和建設(株)    | (株)高工        | 鷹背建設(株)   |
| (株)丹勝       | (株)丹秀工務店    | 千田建設(株)    | 通信道路(株)      | 東北共栄建設(株) |
| 東北グレーダー(株)  | 東北ニチレキ工事(株) | (株)東北リアライズ | (株)東北ロンテック   | 銅谷建設(株)   |
| (株)永岡       | 中城建設(株)     | 中田建設工業(株)  | 日道建設(株)      | (株)日啓工業   |
| 日建工業(株)     | (株)橋本店      | 長谷川建設(株)   | 東日本コンクリート(株) | (株)ビルド    |
| (株)広瀬組      | (株)深松組      | 北都ハウス工業(株) | (株)梶田組       | (株)松川土木   |
| (株)丸三建設興業   | (株)丸鹿       | 丸武建設(株)    | (株)三浦組       | 宮環建設(株)   |
| 八嶋建設(株)     | 山辰建設(株)     | ヤマトワーク(有)  | (株)湯目建設      | 陽光建設(株)   |
| (株)吉田工務店    | ワーカー工業(株)   | 若葉建設(株)    | (株)渡邊舗装工業    |           |

担当：建設局道路部道路保全課 赤間

電話：214-8381

令和 年 月 日

応援協定に基づく活動実績について

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

応援協定に基づく活動実績については、下記の通り報告いたします。

記

1. 活 動 内 容： ・協定に基づく災害対応活動  
（具体的な内容： ）  
・協定に基づく防災訓練  
（具体的な内容：仙台市各区・総合支所との災害時合同訓練  
及び情報伝達訓練）
2. 活 動 年 月 日： 令和６年５月２９日から 令和６年５月２９日まで
3. 活 動 場 所：
4. 対 象 協 定 名：災害時における応急措置の協力に関する協定
5. 協力締結団体名：（一社）仙台建設業協会
6. 証明に係る添付資料：①R6 建道道第 788 号 令和６年６月 11 日  
防災に関する応援協定等に基づく活動実績の証明について  
②災害時合同訓練、及び協会内情報伝達訓練実施要領  
（別添のとおり）

## 記 載 例

参考様式－４

令和 年 月 日

防災協定に基づく活動実績について

住所又は所在地 . . .  
商号又は名称 . . .  
代表者名 . . .

印

防災協定に基づく活動実績については、下記の通り報告いたします。

記

1. 活 動 内 容 : ・協定に基づく災害対応活動  
(具体的な内容 : )  
・協定に基づく防災訓練  
(具体的な内容 : 仙台市各区・総合支所との災害時合同訓練  
及び情報伝達訓練)
2. 活 動 年 月 日 : 令和 6 年 5 月 29 日から 令和 6 年 5 月 29 日まで
3. 活 動 場 所 : ○○○○○○○○○○ ←訓練で集合した場所の住所を記載
4. 対 象 協 定 名 : 災害時における応急措置の協力に関する協定
5. 協力締結団体名 : (一社) 仙台建設業協会
6. 証明に係る添付資料 : ①R6 建道道第 788 号 令和 6 年 6 月 11 日  
防災に関する応援協定等に基づく活動実績の証明について  
②災害時合同訓練、及び協会内情報伝達訓練実施要領  
(別添のとおり)

# 令和6年度 5区役所・(一社) 仙台建設業協会

## 災害時合同訓練、及び協会内情報伝達訓練

### 実施要領

(一社) 仙台建設業協会

令和6年5月17日作成

#### 1. 目的

東日本大震災の経験を踏まえ、また、来るべき地震災害等に備え、仙台市との災害対応力の強化と相互の協力体制を確立するため実施する。

仙台市と締結している「災害時における応急措置の協力に関する協定」に基づく情報伝達、応援要請、応急措置等の訓練を「5区及び宮城総合支所の災害対策本部建設班」と相互の連携並びに情報伝達訓練を行い、災害時の迅速かつ的確な判断と速やかな応急対策により、職員の災害対応力の向上を図る。

#### 2. 訓練日時

令和6年5月29日(水) 午前9時00分 発災

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ① 5区役所との合同訓練 | 午前9時30分～10時40分   |
| ② 協会内の情報伝達訓練 | 午前9時30分～概ね11時30分 |

#### 3. 訓練場所

- |                           |                                |
|---------------------------|--------------------------------|
| ① 5区役所との合同訓練              |                                |
| ・ 5区役所及び宮城総合支所の建物内        |                                |
| ・ 5区役所及び宮城総合支所で指定した仮想災害現場 |                                |
| ② 協会内 情報伝達訓練              | 全ての隊長社、及び班長社の敷地内、<br>もしくは指定の場所 |

#### 4. 参加団体

- |                        |       |
|------------------------|-------|
| ① 5区役所及び宮城総合支所の公園課・道路課 |       |
| ② 仙台建設業協会              | 全会員会社 |

#### 5. 想定災害

令和6年5月29日(水)、午前9時00分に宮城県沖を震源とするマグニチュード8.0の地震が発生し、仙台市内で震度6弱、揺れの長さ約1分を観測した。宮城県に津波警報発令(予想される津波の高さ3m未満)。

市内では、家屋の倒壊、橋梁部に段差等が発生しているなど、早急な応急復旧が必要となった。

#### 6. 合同訓練の手順(フロー図)

・・・資料1

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ① 発災と同時に、隊長社より連絡員が5区役所及び宮城総合支所に出動 |  |
|-----------------------------------|--|

- ② 協会より5区役所及び宮城総合支所の災害本部へ、応急措置協力会の災害対策本部（以下、「協力会本部」という）が設置されたことをFAXする  
（資料9：災害様式⑦）
- ③ 5区役所及び宮城総合支所の災害本部より隊長社へ、出動要請がある
- ④ 隊長社より5区役所及び宮城総合支所の災害本部へ、出動要請の受諾をする（資料10：災害様式⑨）
- ⑤ 隊長社より班長社へ、災害現場への出動を指示する
- ⑥ 災害現場より隊長社へ、応急復旧のために必要な資機材等が報告される
- ⑦ 隊長社より5区役所及び宮城総合支所の災害本部へ、必要な資機材等の現場着時刻が示される
- ⑧ 災害現場より応急復旧終了の報告がある
- ⑨ 今後の方針について、5区役所及び宮城総合支所の建設部長と隊長社との間で、無線にて情報交換する（その後、合同訓練終了）

## 7. 協会内 情報伝達訓練

### （1）仙建協情報収集訓練（フロー図）

・・・資料2（表）

全会員会社の社員の安否状況・出動可能人員を、班長社・隊長社経由で、協力会本部で収集する

⇒ 今回の伝達情報は、社員の安否状況・出動可能人員のみとする

- ① 班員社は発災後、安否報告・資機材等の報告書（資料3・災害様式①）を作成し、班長社へ実移動して報告する、班員社は班長社屋で待機する
- ② 班長社は報告書を集計（資料4・災害様式②）するとともに、参集者の集合写真を撮影し、参集者は自筆で署名（資料5・災害様式③）する
- ③ 班長社は集計した報告書を持って、隊長社へ実移動して報告する
- ④ 隊長社は報告書を集計（資料6・災害様式④）するとともに、参集者の集合写真を撮影し、参集者は自筆で署名（資料7・災害様式⑤）する
- ⑤ 隊長社は集計した報告書をもとに、協力会本部へ無線で報告する

### （2）仙建協本部からの指示伝達訓練（フロー図）

・・・資料2（裏）

- ① 仙台市役所より協力会本部へ要請のあった、各種災害応急措置の協力要請を、本部で割り振りした上で、各作業隊及び建築隊へFAXで指示を行う
- ② 隊長社は、協力会本部からの指示の受諾をFAX（資料11：災害様式⑪）する

- ③ 隊長社は、班長社へ災害応急措置に関する指示を文書（様式任意）で行う  
指示した文書（写）を、後日、仙建協事務局へ提出する
- ④ 班長社は、班長社に戻り、班員社へ災害応急措置に関する指示を  
文書（様式任意）で行う
- ⑤ 班員社は帰社する

（３）協力会本部内の訓練

- ① 協会事務局は、本部長（会長）と連絡し、協力会本部の立ち上げを決定する
- ② 協会事務局は、全隊長社へ無線で協力会本部の立ち上げを報告するとともに、  
作業隊へ各隊の災害対策本部の立ち上げを要請する
- ③ 協会事務局より災害正副本部長（正副会長、総務・土木・建築・舗装委員長の  
会社へ、正副本部長及び連絡員の協会への招集を連絡する
- ④ 第１回の災害対策本部会議を開催する
- ⑤ 協会事務局は、協力会本部設置を、５区及び宮城総合支所の災害本部へ  
ＦＡＸ（資料９：災害様式⑦）で、各隊長社へは無線で連絡する
- ⑥ 隊長社より逐次無線で、安否・資機材等集計の報告があり、担当の本部参集  
連絡員が記録し（資料８・災害様式⑥）ＰＣ入力し、大画面にて正副本部長  
へ報告する

資料１・・・合同訓練の手順（フロー図、青葉区役所と青葉区隊長社を例に）

資料２・・・仙建協内の情報伝達訓練（フロー図）

資料３・・・災害様式① 班員社発災状況報告書（班員社⇒班長社）

資料４・・・災害様式② 各班の発災時状況報告書（班長社⇒隊長社）

資料５・・・災害様式③ 班長社における参集写真・署名簿

資料６・・・災害様式④ 各隊における発災時状況報告書（隊長社⇒協力会本部）

資料７・・・災害様式⑤ 隊長社における参集写真・署名簿

資料８・・・災害様式⑥ 各隊における発災時状況報告書（協力会本部の集計表）

資料９・・・災害様式⑦ 仙建協 災害対策本部設置の連絡

資料１０・・・災害様式⑨ 出勤要請受諾について

資料１１・・・災害様式⑪ 仙建協 災害対策本部からの指示の受諾について